

【仕様書印字台】標準仕様書（機能）05 収納管理				意見照会 関連意見	訂正点	APPLICIF-2記入欄						
機能名称	仕様がたまたま 実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	備考	分類	課題No	詳細・見解	修正案	分類	課題No	詳細・見解	修正案	
1. 経理・収納情報管理												
010	1.1.1. 課課情報取込（当初）	各課税システムから当初課税データ（個人住民税（特別徴収（給与・年金））、普通徴収（給与特例・年金特例・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、任意の日付を指定して課税情報として取り込めること。	固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。	3497	【提案】APPLICIF修正案の通り、「固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。」を「実装してもしなくても良い機能」とする。 【事務局】APPLICIF修正案にある4税以外については、標準仕様書の対象外。 【提案】全年度意見を踏まえて、以下の条件を追加する。 ・法人住民税（特別徴収・普通徴収）→個人住民税（特別徴収）とする。 ・「固定資産税として取り込めること。」→「任意の日付を指定して課税情報として取り込めること。」	6. その他	43 ※前部からの再掲	「固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。」を「実装してもしなくても良い機能」とする。				
020	1.1.2. 課課情報取込（追記）	税目の変更の要件として、 ・固定資産税については、共有者の情報を表示できること。共有分を名寄せし納税義務者を検索した時、その納税義務者が代表者となっている共有分を名寄せし、一覧表示できること。 ・軽自動車税については、種別番号を表示できること。 ・法人住民税の種別、事業所（特別徴収課税者）と従業員（特別徴収課税者）の情報を結びつけて表示できること。退職所得に係る所得割についての内訳を表示できること。納期特例の事業所（特別徴収課税者）について、納期特例の納付月に課税情報が適用されること。退職所得の課税情報（配当別、株式等譲渡所得割控除）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ・法人住民税については、申告区分、事業年度及び均等割/法人割の内訳を表示できること。みなし申告対象者を把握できること。 税目の固有の要件は、税額更正取込においても同様とする。		2959 2524	【提案】APPLICIF修正案の「退職所得の課税情報、控除超過額（配当別、株式等譲渡所得割控除）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。」を削除することについては、W1にて必要との意見が多かったためこのままとする。 【提案】APPLICIF見直しによる納期特例については、W1にて収納側で仕様化すべきという意見があったため、このままとする。 【提案】全年度意見を踏まえ固定資産税の名寄せについて、「共有分を名寄せし」を「納税義務者を検索した時、その納税義務者が代表者となっている共有分を名寄せし」に修正する。 【提案】みなし申告対象者を把握したい意見に対応し、機能を追加する。	6. その他	171	「退職所得の課税情報、控除超過額（配当別、株式等譲渡所得割控除）」を「退職所得の課税情報、控除超過額（配当別、株式等譲渡所得割控除）」を管理（参照、登録、修正、削除）できること。」を削除				
030	1.1.3. 税額更正取込	各課税システムから税額更正データ（個人住民税（特別徴収（給与・年金））、普通徴収（給与特例・年金特例・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、課税情報として取り込めること。固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。取り込み期間について、税目単位に納期・日次・月次のを任意に指定できること。エラーが発生した場合、エラー内容を把握できること（エラーが発生しない構造の場合、この限りでない）。		3732 4560 3498	【事務局】APPLICIF修正案にある4税以外については、標準仕様書の対象外。 【提案】全年度意見を踏まえて、以下の条件を追加する。 ・法人住民税の課税情報について、個人住民税（特別徴収（給与・年金））、普通徴収とする。 ・「1.1.2の税目固有の要件は変更の取り込みも同様である旨を補記する。」を「納期・日次・月次の指定を任意に指定できること。」とする。	6. その他	90 ※前部からの再掲	各課税システムから税額更正データを受け取り、課税情報として取り込めること。各税目の記述は自明のため不要と考えます。また取り込み期間については税の考え方のため、指定を行うのであれば税目単位ごとの指定とするか指定できずと考えます。エラーが発生した場合の処理についてはどの課税に対してと同様と考え、あえて更正に関する課税取込のみ記載する必要はないかと考えます。				
040	1.1.4. 現年分、過年分の課税情報の異動履歴を照会できること。異動前後の異動が照会できること。課税情報が異動になった対象者を把握できること。給与特別徴収義務者の課税に異動があった場合、異動の対象を参照できること。			6655	【提案】全年度意見を踏まえて「異動前後の異動が照会できること。」を追加する。							
050	1.1.5. 納税義務者ごとに課税情報・納付情報・充当予定情報が照会できること。納付情報には、充当予定情報も含まれること。納税管理人の有無の確認ができること。課税項目の情報は、名寄せして表示されること。	納税義務者がごとの課税情報・納付情報・充当予定情報が照会できること。納付情報には、充当予定情報も含まれること。納税管理人の有無の確認ができること。課税項目の情報は、名寄せして表示されること。	納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。完全無関係である場合は、その旨が表示されること。	3455 7081 3524	【提案】全年度意見を踏まえて、以下の通り修正・追加する。 ・充当予定情報について、納付情報に含めると証明書にも反映されてしまうため、表記を修正。 ・納税管理人の有無の確認ができることを追記。 ・課税項目の情報は名寄せして表示されること。 ・年金特別徴収者や収納管理画面で確認できるように追加							
060	1.1.6. 税目、会計年度、収入年度、収納月・日、徴収月・日、期別単位で納付書の収納状況が期間を指定して照会できること。照会結果は一覧で抽出できること。			3281 3456 4562	【提案】全年度意見を踏まえて、月別、徴収日、期間指定を追加する。							
070	1.1.7. 納税義務者、税目、年度、期別ごとに督促、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。			3518	【提案】全年度意見を踏まえて「税目、年度、期別」を追加する。							
080	1.1.8. 納期限・税目・抽出期間を指定し、未納者台帳を作成できること。同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。標準納税台帳の納税義務者の納期限・納税額・納税額をまとめて表示すること。	納期限・税目・抽出期間を指定し、未納者台帳を作成できること。同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。標準納税台帳の納税義務者の納期限・納税額・納税額をまとめて表示すること。		3457	【提案】全年度意見を踏まえて「抽出期間」を追加する。							
090	1.1.9. 納税義務者ごとの納税履歴、納付履歴（連納により返済済む）、納付方法、過納金の返付充当履歴・納付履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知、口座再振替通知）が表示されること。課税情報、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。滞納の履歴については、滞納の履歴で更新できること。	納税義務者ごとの納税履歴、納付履歴（連納により返済済む）、納付方法、過納金の返付充当履歴・納付履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知、口座再振替通知）が表示されること。課税情報、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。滞納の履歴については、滞納の履歴で更新できること。	納付された金融機関の支店情報を管理できること。	634 2965 1105 3649 6634 7980	【提案】全年度意見を踏まえて、以下の条件を追加・修正する。 ・表示項目に「還付効力履歴」「口座再振替通知」を追加する。 ・滞納履歴の管理における「納付書」を「納付書」とする。 ・収納チャネルを管理できることを追加する。 ・「これらは完納後のデータについても表示されること。」を追加する。 ・「税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の情報を出力できること。」を追加する。							
100	1.1.10. 履歴表示 従納チャネル（一般納付（001・パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納付、年金特別徴収、スマホ払い）を管理できること。口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。これらは完納後のデータについても表示されること。税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	従納チャネル（一般納付（001・パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納付、年金特別徴収、スマホ払い）を管理できること。口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。これらは完納後のデータについても表示されること。税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。		3417	【事務局】「個人」を「納税義務者」に修正する。							
110	1.1.11. メモ管理 個人納税義務者別に連絡事項を管理（参照、登録、修正）できること。また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。	個人納税義務者別に連絡事項を管理（参照、登録、修正）できること。また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。		5958	【事務局】「個人別」を「納税義務者別」に修正する。 【事務局】1.1.12～1.1.14は、共通条件へ集約する。							
120	1.1.12. DV等支援情報管理 個人納税義務者別にDV等支援情報を管理（参照）できること。また、閲覧権限（所属、職位）の設定ができること。	個人納税義務者別にDV等支援情報を管理（参照）できること。また、閲覧権限（所属、職位）の設定ができること。		5959	【提案】専用のサブシステムについて、宛名、住民記録なども包含されることを補記する。							
130	1.1.13. DV等支援情報管理 個人納税義務者別にDV等支援情報を管理（参照、登録、修正）できること。また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。	個人納税義務者別にDV等支援情報を管理（参照、登録、修正）できること。また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。										
140	1.1.14. 要注意事項管理 各課税システムから法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。また、任意に納期限を変更できること。	各課税システムから法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。また、任意に納期限を変更できること。		6897	【提案】APPLICIF修正案にある「また、任意に納期限を変更できること。」を「実装してもしなくても良い機能」とすることについては、W1においてモバイル対応やコロナの納付期などでの利用想定があったため、このままとする。 【提案】全年度意見を踏まえ「督促状発送後に実行しようとした場合は、アラートが表示されること。」を追加する。	3. 要件補足希望（機能）	95 ※前部からの再掲	「また、任意に納期限を変更できること。」について納期限の変更は課税発生時で行うべきと考えます。収納側の変更は「納期」の完全である点、当該課税に課税額から再度の異動があれば先に限り、収納側の変更が求められる点から、実装しないと考えます。				
150	1.1.15. 納期限管理 各課税システムから法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。また、任意に納期限を変更できること。	各課税システムから法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。また、任意に納期限を変更できること。										

【仕様書印き台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称	仕様がたき台 実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	備考
2.1 入金・消込処理			
0160	2.1.1. 消込用データの管理	<p>各納付手段（一般納付（OR・バンク）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納付、年金特別徴収、振替、地方税納入サービス）の納付データを取り込めること。 取り込んだ納付データを元に、各科目の消込データを作成できること。 消込データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、消込処理日、領収日、納付書種別、共通納付番号が管理できること。</p> <p>消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データまたはリストを作成できること。 合算納付書に対応した納付データの取込ができること。 簿管理システムから充配当データを収納システムに連携できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。</p> <p>連携データの集計機能を有すること。 全期前納の納付書は、期別ごとの消込となること。 固定資産税の内訳が把握できること。 クレジットカードやコンビニ納付などで複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、2回目以降の納付は過期納となること。</p>	<p>簿管理システムからの充配当データの連携は、簿管理システムで管理する充配当情報連携させて消込を行うことを想定している。</p> <p>パッケージが備えるOCRのインターフェースに合わせて、OCRの処理を対応した改定。</p>
0161	2.1.2.	<p>【指定都市要件】 消込データの項目として行政区を管理できること。</p>	
0170	2.1.3.	<p>取り込んだ納付データの照合・修正ができること。取り込んだ消込データの照合・修正・削除ができること。 修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度で抽出可能とし、納付の取消・修正ができること。また、期間を指定し、修正履歴の一覧が抽出できること。</p> <p>消込処理の収入集計表を出力できること。 出納期間において、会計年度を分けた入金集計表が作成できること。 任意の納付データの追加ができること。 仮消込の対象を把握できること。</p>	<p>消込前に納付データを修正する機能として要件を加えている。 （ORの読み取り間違いを修正することを想定している）</p>
0180	2.1.4.	<p>消込処理前、消込データのエラーチェックを行い、論理矛盾がある場合はエラーとなること。 エラーチェック結果を期間指定により照会できること。</p>	
0190	2.1.5.	<p>エラーチェック後に消込データの修正ができること。 修正は、収入日、領収日、納付済通知書を一括に特定する番号で抽出し、納付の取消・修正ができること。</p>	
0200	2.1.6.	<p>一般納付（OR・バンク）の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 窓口で納付があった場合、未収、延滞金の仮消込の登録ができること。 収納履歴について、手動で修正できること。 法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。</p>	<p>窓口納付の際、実装すべき機能ではオンライン登録により収消込状況にすることを想定している。 収納システムから徴収書を出力し、それを契機として収消込状況にすることを想定している。</p>
0210	2.1.7.	<p>口座振替の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 口座振替の公金日を管理できること。 全期前納第1期に年税額が口座振替となった場合、自動的に各期に分割して消込できること。</p>	
0220	2.1.8.	<p>個人住民税年金特別徴収の消込処理ができること。 年金保険者毎に収入日を設定して、消込が可能であること。 消込処理の結果、年金保険者別の納付集計表を作成できること。 年金保険者ごとに、依頼データと入金データの両方チェックができること。</p>	<p>給与特別徴収については、一般納付に包含されることとし、本項では言及しない。</p>
0230	2.1.9.	<p>コンビニ納付の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 本税と延滞金をそれぞれの課税に対して消込できること。 スマホ払いについて、使用した電子マネーの種別が納付区分として識別できること。店舗コードを照会に追加できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。</p>	
0240	2.1.10.	<p>納付書発行データ（請求データ）をサービス事業者へ登録できること。 クレジット、マルチペイメントネットワークの消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 連絡払い、都度払いに対応できること。 本税と延滞金をそれぞれの課税に対して消込できること。 クレジット払いの申込書、契約者情報の登録、参照、抽出、修正等ができること。 また、一覧表を作成できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。</p>	
0250	2.1.11.	<p>共通納税の消込処理ができること。（退職所得分離課税分を含む） 消込処理の結果、集計表が作成できること。 「納付情報管理ファイル」「納税情報ファイル（収入口ベース）」の取り込み、管理ができること。 納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内の納税義務者を特定し、結びつけている通知書番号（指定番号）を自動的に結び、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に結びつけた通知書番号（指定番号）を消込できること。</p> <p>消込処理により、納付額（本税・延滞金）が最新の仕組となること 消込処理により、確定延滞金の確定金額が自動で行われること。また、延滞金課税額が1円以上で確定・変更になった対象者がリストが出力されること。 消込処理により、指定した納付額となった場合に、確定延滞金課税額の計算を行うこと 地方税法の規定に従い、確定延滞金が計算されること</p>	<p>消込処理により、納付額（償還手振額）が最新の仕組となること</p>

運用開始 期次	町取点
3454 2804	【提案】連携データの集計機能を有すること。 【提案】「消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データを作成できること。」より「消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データまたはリストを作成できること。」に修正する。 【提案】振替納付の納付データの取込ができるよう追加する。 【提案】消込用データを消込処理自体に連携したい要望があり、消込処理日を追加する。 【提案】地方税納入サービスの納付データの取込ができるよう追加する。 【事務局】パッケージが備えるOCRのインターフェースに合わせて、OCRの処理を対応した。 【事務局】連携データの項目として行政区を管理できること。 【事務局】地方税納付処理機能とのデータ連携については、記載方法を事務局で検討する。 【提案】取納集計と連携できるように追加する。 【提案】全期前納の納付書は、期別ごとの消込となるよう追加する。 【確認】全期前納の納付書について、期別ごとの消込となる運用で問題ないか。 【提案】固定資産税の内訳についても連携できるように追加する。 【提案】複数納付の管理についてAPPLICにより対応可能との回答があったため追加する。
2975 3609 3737 3735	
2956 4726 3523	
638 3740 7230	【確認】出納期間期間中、会計年度ごとに収入集計表を出力できる必要性はあるか。 【提案】任意の納付データの追加ができるよう追加する。 【事務局】仮消込の対象を把握できるように追加する。 【事務局】仮消込の処理を把握できるように追加する。
4564	【提案】未収、延滞金、督促手数料を別添付データにできるように追加する。 【事務局】仮消込について、詳細な金額を記載しないケースがあり難いと考えられているが、一般納付の取消は一般的に実施されているが、APPLICに確認する。 実装可能であれば、一部納付も管理できるように追加する。
6	【事務局】全期前納の口座振替の実装方法について、APPLICに確認。全期前納の口座振替請求ファイルフォーマットに「期別情報」がないため、第1期に全額が収納される自治体がある認識である。 【提案】口座振替の消込時の公金日を登録できるように追加する。
2969	【提案】年金保険者単位で依頼データと入金データの両方チェックができるよう追加する。
2138	【提案】スマホ払いのサービス名を統計などで管理できるように追加する。
1560 5966	【提案】2.1.9.記載の「本税と延滞金をそれぞれの課税に対して消込できること。」を本報にも追加する。 【事務局】「サービス事業者」「契約相手方」の表記の修正を行う。
2889 6661	【提案】新規に共通納税分の固有要件を記載した。 【事務局】APPLICに確認。仕様書「決通」1.6.4「eTax納税者IDの管理」の仕様を活用し、納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内で結びつけている通知書番号（指定番号）を自動的に結び、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に結びつけた通知書番号（指定番号）を消込できること。 【確認】固定資産税、300円未満の場合、延滞金「加算されないケース等、地方税法の規定に従って確定延滞金が計算されるよう追加する。
4569 5804 6658	【提案】延滞金課税額10円未満で確定することもあるため、1円以上のリストが出力できるよう認識に修正する。 【提案】督促手数料について追加する。 【確認】固定資産税、300円未満の場合、延滞金「加算されないケース等、地方税法の規定に従って確定延滞金が計算されるよう追加する。

APPLIC取付点	分類	詳細No	詳細・見解	修正案	
	6	その他	170	消込データの行政区は、必ずしも必要ではないと考えます。 各自自治体の運用によりですが、消込後に消込先指定の行政区の取入として一括計上し、消込エラー分は予め定めた科目に一括計上する運用も考えられます。	「消込データの項目として行政区を管理できること。」を「実装してもしなくても良い機能」とする。
	6	その他	100 ※前号からの一部再掲	消込データの機能要件として「取り込んだ消込データの照合・修正・削除ができること。」と「取り込んだ消込データの照合・修正・削除ができること。」を「取り込んだ消込データの照合・修正・削除ができること。」に修正 抽出対象項目として「税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度」が追加されること。また、「修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度で抽出し、納付の取消・修正ができること。」を「修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度で特定し、納付の取消・修正ができること。」と修正 修正履歴の一覧が抽出できることについては、消込用データに対する修正履歴の管理については、消込前データに関する修正履歴のデータ管理が必要となりますが、エラーリスト等の精度を上げて誤差を防止し、エラー修正履歴のチェックも実施すること、事務局修正内容の把握を要するようなケースはあまり発生しないものと考えます。	「修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度で抽出し、納付の取消・修正ができること。」を「修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一括に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、課税年度、会計年度で特定し、納付の取消・修正ができること。」と修正 「また、期間を指定し、修正履歴の一覧が抽出できること。」を削除
	6	その他	168	「エラーチェック結果を期間指定により照会できること。」について 消込処理前エラーチェックであることが明記されているため、エラーチェック結果を「期間指定」により照会できる要件は不要であると考えます。	エラーチェック結果を期間指定により照会できること。 エラーチェック結果を照会できること。
	6	その他	179	※参考意見 ※3IFでの合意は得られず1社からの意見 「法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。」という点は、納付額としての内訳（均等割・法人税割）の管理を前提としています。 しかし、納付額としての内訳（均等割・法人税割）管理を必須とする必要はないと考えます。 仮に納付額の内訳を管理すると、たとえば過納額が発生して一部を他所（徴収を含む）に充当して徴収した場合、その充当に際して内訳の管理が必要となり、システム処理をいたずらに複雑化する一方、特に必要性やメリットが思い当たりません。 「法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。」の一点を削除する。あるいは「実装してもしなくても良い機能」に降す。	-
	6	その他	136	【契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。】は「機能要件」ではなく「ベンダの役割」として記載されているため、 機能としての、「特定のインターフェースのみではなく、複数のインターフェースでの取り込みに対応できること」ということであれば理解できますが、どのベンダについてもインターフェースが異なる場合は都度対応を行っていると思しますので、あえて記載する必要はないと考えます。 ＜確認＞ 自治体とベンダ、自治体と代行業者の契約次第で上記の調整方法は異なると思いますが、記載することで「調整はベンダが行うべき」と認識される恐れがある。	要件削除 「契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。」
	6	その他	137	【契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。】は「機能要件」ではなく「ベンダの役割」として記載されているため、 機能としての、「特定のインターフェースのみではなく、複数のインターフェースでの取り込みに対応できること」ということであれば理解できますが、どのベンダについてもインターフェースが異なる場合は都度対応を行っていると思しますので、あえて記載する必要はないと考えます。 ＜確認＞ 自治体とベンダ、自治体と代行業者の契約次第で上記の調整方法は異なると思いますが、記載することで「調整はベンダが行うべき」と認識される恐れがある。	要件削除 「契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。」

【仕様書印き台】標準仕様書（機能） 05 収納管理

機能名称	仕様がたき台 実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	備考
0260	2.1.12. 固定がない場合の消込（法人住民税）	法人住民税において、固定情報がない場合においても、課税側から収納側に固定情報が連携されるまでは、納付を保留扱いとする。固定情報連携後に自動で消込されること。 法人住民税において固定情報がない場合、課税側から収納側に固定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする。または暫定的な消込扱いとする（ただし過額納税はしないこと）。 固定情報連携後、消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。 保留、暫定的な消込後の対象者を把握できること。 消込結果は法人税割、均等割に振り分けできること。 予定納税の額が、確定申告で決定した額との差額が生じた際、その差額が未納又は過額納税いとなること。 これらについて、共通納税による納付についても同様であること。	
0270	2.1.13. 固定がない場合の消込（個人住民税）	個人住民税において、過額分離課税区分は、納付額＝固定額として固定情報を作成して、消込を行えること。作成された固定情報の一覧を出力できること。 個人住民税において固定情報がない場合、過額分離課税区分の消込を行えること。 過額分離課税区分の固定情報を作成できること。 固定情報連携後、消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。 保留、暫定的な消込後の対象者を把握できること。 個人住民税本体と過額分離課税区分で内訳に振りがある場合、内訳の移動ができること。 固定を作成するタイミングについて、任意に設定できること（公金日等）	納付額＝固定額として固定情報を作成して、消込を行えること。
0280	2.1.14. コンビニ連携/RFID連携	コンビニ納付・マルチペイメントネットワーク納付、クレジット納付、スマホ払い、共通納税の連携データを取り込み、管理（参照）できること。取り込んだ額、仮消込できること。	
0290	2.1.15.	連携データに対する取消データが連携された場合は、連携データを削除できること。	
0300	2.1.16. 消込エラー抽出処理	全ての収納チャネルについて、消込処理でエラーが発生した場合、年度・税目・期間・収納チャネル指定して収納消込エラーのリストが出力できること。 エラー修正後、再消込処理ができること。 エラー状態は保留状態として管理し、エラー修正または固定連携後に再消込処理ができること。保留状態のリストが出力できること。	
0310	2.1.17. 日計/月計表作成	収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（日計表）の確認ができること。 日計表について取年・経年・経理年度での抽出ができること。 日計表において取年・経年・経理年度での抽出ができること。 日計表において取年・経年・経理年度での抽出ができること。 日計表は、消込当日から出力できること。また、日付を指定して出力できること。 日計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。給与特徴分については、出納閉鎖期間を分けて再取年作成できること。 月計表において取年・経年・経理年度での抽出ができること。 月計表において取年・経年・経理年度での抽出ができること。 月計表において取年・経年・経理年度での抽出ができること。 月計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。 月計表においては、簿籍繰越分を年度別に出力できること。 過額分離課税区分の固定情報を集計できること。	普通徴収において、年金特徴を区別できること 給与自動車税について旧法/新法の内訳把握ができる想定 総務内農地と市販付付税について、控分率を指定して日計表/月計表が作成できること、固定資産税と都市計画税も同様で作成できること
0320	2.1.18.	収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（毎科目）別に地方自治法施行規則第15条別表（前年課税別税目別）の「とこの項目へ」収入金を移したか、未納、延滞金ごとに、金額と件数の情報が得られること ・収入金及び毎年納税の収入金戻り金（発給の訂正） ・違う税目等へ収入した場合の修正（税目・年度の修正） ・ある「税目・毎年納税」から別の「税目・毎年納税」へ充当（税目別・年度別の収入金振り替え） ・歳入から還付（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳入振り替え（税目別・年度別の収入金の支出）	督促手数料毎に、金額と件数の情報が得られること

意見照会 関連意見	訂正点
646 6901 8 2808	【提案】 APPLIC修正案内で、納付の保留扱い、暫定的な消込後等未固定分の消込の管理を行うため、その対象者を把握できる機能を追加する。 【提案】 年納額>確定額の場合も考えられるため、過額納も追加する。 【確認】 固定情報が連携される前の納付について、保留状態となっている場合、日計/月計表に反映されかどうか、実行の運用を確認。全年度更新時では保留状態であっても、システム上の日計表と、財務会計上の日計表を常に一致させたいという意見。 【提案】 共通納税でも同様の対応となるように追加する。 【事務局】 右記APPLIC意見のとおり「法人住民税において固定情報がない場合、課税側から収納側に固定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする。または暫定的な消込扱いとする（ただし過額納税はしないこと）。固定情報連携後、消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。」に修正した。 ※APPLIC修正案内から「自動」を削除したが、意見3987で、表現に幅を持たせるため削除しての意見で一旦提案どおりとしたが、下記の理由により修正案を提出することとした。
4688 5740	【提案】 個人住民税本体と過額分離課税区分で内訳に振りがある場合、内訳の移動ができるよう追加する。 【確認】 固定を作成するタイミングについて、任意（公金日等）に設定できるよう追加する。 【事務局】 右記APPLIC意見に対応した。
5590 4571 5651 2970 5966	【提案】 クレジット連携についての記載を追加する。 【事務局】 APPLICに、連携データに納付場所（コンビニ支店等）を含めることができるか確認。 【提案】 スマホ払い、共通納税についての記載を追加する。 【確認】 同一の納付書で複数納付される場合等を把握するため、連携データの履歴管理機能の追加が必要だが、必要がないでしょうか。 【提案】 仮消込となることを明示する。
2029 3980 5123	【提案】 収納チャネルを抽出条件に追加する。 【提案】 保留状態のリストが出力できるよう追加する。 【提案】 「全ての収納チャネルについて」を付記する。
5654 650 651 1562	【提案】 過付額・充当額の追加を検討する。 【提案】 日計表について件数と金額は把握できる旨を追加する。 【提案】 各税目の内訳が集計されるよう追加する。 【提案】 標準納税に、給与自動車税について旧法/新法の内訳把握ができるよう記載。 【提案】 取年年度での抽出も可能となるよう追加する。 【事務局】 平成18年度以前、19年度以降で、市町村税/郡道府県税の内訳が変わったため、別集計する旨が反映されている。県パッケージで実装されているが、APPLICに確認する。 【提案】 別集計の集計を追加する。 【提案】 給与特別徴収分については、6月～3月分と45月分を分けて内訳を作成できるよう追加する。 【提案】 日計表についても出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できるよう追加する。 【提案】 月計表においては、簿籍繰越分を年度別に出力できるよう追加する。 【提案】 普通徴収において、年金特徴を区別できるよう追加する。 【確認】 給与特徴分について、取年年度での抽出機能の必要性は高いか確認
3470 6454 7371 5685 2142 2142	【提案】 共通要件で検討していた控分について、収納側で定義します。
652 76 3471	【提案】 未納、延滞金、督促手数料毎に情報が得られるよう記載とする。 【提案】 歳出還付についての記載を追加する。 【事務局】 固定資産税の償還金（固定資産税の償還に伴う過額納金）について、日計表、月計表に記載するケースはあるか、記載する場合、どのような機能が必要となるかを、APPLICに確認する。

APPLICRF二記入欄			
分類	詳細No.	詳細・見解	修正案
6. その他	169	「法人住民税において、固定情報がない場合においても、課税側から収納側に固定情報が連携されるまでは、納付を保留扱いとする。固定情報連携後に自動で消込されること。」について、納付（消込）を「保留」としておく（未消込である）ことで、日計確認、月計確認、年計確認時の差異となることを想定されるため、納付（消込）を保留するよりも、過額納税を「保留」できるようにする仕組みのほうが運用にあっていとの意見に対し、	
	176	消込の用語の定義の明確になるかと思いますが、弊社システムでは固定情報にして納付を対応させることを消込としますので、固定情報がない場合には消込できません。 現状の表現（納付を保留）、もしくは「消込を保留」としていただきたいとの意見で一旦提案どおりとしたが、下記の理由により修正案を提出することとした。 納付の保留扱いのみを唯一の仕様とするのではなく、固定情報がなくとも一律に消込したいとする（ただし過額納税はしない）という選択は欲けももしいものと考えます。 特一年次決算前に「納付はあるが申告がない状態」となった場合、納付の保留扱いしかできなければ、決算への支障も考えられます。	法人住民税において固定情報がない場合、課税側から収納側に固定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする。または暫定的な消込扱いとする（ただし過額納税はしない）こと。 固定情報連携後、自動で消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。 保留扱いしかできなければ、決算への支障も考えられます。
6. その他	170	「納付額＝固定額として固定情報を作成して、消込を行えること。」とありますが、固定額は申告された情報から決定すべきものであると考えますので、納付額＝固定額として自動登録する要件は課税仕様としては不適切ではないかと考えます。 【事務局】 右記APPLIC意見に対応した。	<実施すべき機能> 「個人住民税において、過額分離課税区分の消込を行えること。 <実装してもしなくても良い機能> 「納付額＝固定額として固定情報を作成して、消込を行えること。」



【仕様書叩き台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称		仕様がたき台 実装すべき機能	実装しなくても良い機能	備考	変更履歴 期違発生	訂論点	APPLICRTF二記入欄			
							分類	課題No	課題・見解	修正案
0430	2.2.12.	口座動契	新規検査に口座登録を勧奨するため、口座の申込書を出力できること。 口座登録のない方を抽出できること。 税目等で抽出条件を選択できること。		3752 2981	【提案】新規課税者に限らない記帳に修正 【提案】口座登録のない方を抽出できること。なお税目等で抽出条件を選択できることを追加する。				
0440	2.2.13.	職種処理	振替不能口座や死亡、転出等により使用されていない口座等について、未使用となっている期間を特定して抽出し、職種で口座の停止・廃止処理が個別又は一括で行えること。対象者のリストを出力できること。 任意上の集約等で死亡者に口座が登録されているものを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。	特定の期間を経過した、使用されていない口座等について、任意で口座の停止・廃止処理ができること。	2490 2491 7241 2559	【事務協】停止・廃止いずれも対応できるように修正する。 【提案】対象者を把握できるように、リスト出力機能を追加する。 【提案】個別又は一括で停止処理が行えるような記帳に修正する。 【提案】未使用となっている期間を特定して抽出し停止・廃止ができる機能を追加する。自動停止・廃止機能については実装しなくても良い機能に追加する。				
0450	2.2.14.	金融機関統合 合への対応	金融機関や支店の統合に合わせて、口座情報を一括及び個別に更新できること。統合前後の口座情報のリストを出力できること。		6062	【提案】統合前後の口座情報のリストを出力できるように追加する。				
3. 選付充当										
3.1. 過払納対象者抽出										
0460	3.1.1.	過払納抽出	税目・期間を指定して、過払納データ（納付額が設定額以上となる状態及び有効設定に対して納付がされた状態）を抽出できること。 延滞金・督促手数料の過払納も抽出できること。 過払納情報を一意に特定する番号（過払納番号）を管理できること。また、その番号で過払納情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの付帯管理ができること。 過払納が発生した事由、 <b>過払納発生日</b> を管理できること。 過払納抽出結果について、年金特権者等への過払納補償は識別できること。滞納期別の有無、選付先口座の有無が把握できること。 更正処理や消込処理により、過払納となったデータの整理票を出力できること。 課税年度、相当年度、過払納番号、宛名番号、通知書番号を元に選付対象者一覧 <b>過払納一覧</b> を抽出することができること		2005 5473 6854 2059 3916	【提案】過払納抽出結果について、滞納の有無が把握できるよう追加する。 【提案】過払納抽出結果について、選付先口座の有無が把握できるよう追加する。 【提案】過払納発生日を管理できるよう追加する。 【事務協】過払納の対象を抽出する機能について、どのような条件があるか。特に単年度単位で抽出する機能が実装されているかを明記して確認する。 【事務協】本機能で抽出するのは過払納者のため、「選付対象者一覧」→「過払納一覧記載」に記載を修正する。				
0461	3.1.2	【指定都市要件】 行政区、課税年度、相当年度、過払納番号、宛名番号、通知書番号を元に過払納一覧を抽出できること。								
0462	3.1.3	過払納状態を個別又は一括で保留にできること。保留状態の場合、選付先処理が行えないこと。 保留状態の対象者を抽出できること。	課税運動前に納付があった場合など、充当・選付がなされないように保留状態にすることを意識している。 課税運動後、保留状態から消し込む運用を想定している。		5695 6672 7692	【提案】保留状態の場合、選付先処理が行えないよう明示する。 【提案】保留状態の対象者を抽出する機能を追加する。 【提案】個別又は一括で保留にできるよう明示する。				



【仕様書印身台】標準仕様書（機軸）\_05\_収納管理

機能名称		仕様書たたき台	実装してもしなくても良い機能	備考	意見照会 関連意見	町論点	分類	課題No.	詳細・見解	修正案	
0620	3.3.7.	選付加算金	選付対象の税目、課税種別・通令どおり（選付加算金特例基準割合含む）加算金の計算ができること。起算日は任意に設定できること。清算期間の開始日と終了日を指定できること。 選付通知書の作成前において、計算された加算金の変更ができること。口座振込での選付を考慮し、税実に支払いができる状態になる予定日を選付加算金の計算時期に設定し計算し、選付通知書の発行ができること。	申告税特有の同一事業年度における売上・選付などについて、税法に則った選付加算金の計算が可能であること。		602	【事務高】法令どおり加算金の計算ができることについて、全画面にて記載の詳細化の意見が反映されたため、APPLIO確認中。 【提案】ベンダより以下の指摘があったため、計算時期について追加する。 【注釈】「地方税法第17条の4」にて、「納期=支出を決定した日 又は支出した日」と定められている。 【通知書等による補正】地方税法第17条の4第1項には、支出決定は、税実に支払いができる状態になったときに決断を要するべき、と記載されている。 【提案】ベンダより清算期間の記載がないとの指摘があったため、追加する。				
		0630	3.3.8.	選付加算金の計算経過を確認できること。 加算金計算書として出力できること。			690	【提案】全画面意見を踏まえ、「加算金計算書として出力できること」を追加する。			
0640	3.3.9.	口座選付	選付先の口座を税目別に登録できること。口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。過去に選付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。 複数科目の口座選付の際、一括登録できること。 該当する口座が不明または確認が必要な場合は、口座照会通知を出力できること。また、再出力できること。 口座選付ができない場合、照会選付した事実を管理できること。	口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。 パンチデータ等から選付口座情報を一括して登録できること。 該当する口座が不明のときは、照会通知に対しては、登録情報に該当する口座を照会し、登録情報に一致する口座を登録し、本人以外が登録情報へ行く場合の責任状が出力できること。 窓口において照会選付する場合、納税義務者が押印（サイン）する領収書を出力できること。	現金選付の処理は、システム上の特別な処理は必要ないが、現金選付した事実のみ、履歴管理できればよいこととしている。	3757 3918 5188 6932	【提案】全画面意見を踏まえ以下の条件を追加する。 ・「口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。」 ・該当する口座に付ける「または確認が必要な場合」 ・パンチデータ等から選付口座情報を一括して登録できること（オプション） 【確認】全画面意見にて、「過額納付番号ごとに振込口座情報の登録できること」を追加したいとの意見が見受けられたが、必要性はあるか。また、銀行システムの実装状況をご教示いただきたい。 【確認】全画面意見にて、「納税義務者が死亡している場合は、領収書を出力できること」を追加したいとの意見が見受けられたが、必要性はあるか。また、銀行システムの実装状況をご教示いただきたい。				
		0650	3.3.10.	税目を選択し、選付の口座振込依頼データを全額振込フォーマットで作成できること。 集計表、内訳表を出力できること。 任意の時点（選付処理日、支払い予定日等）で支払い済にできること。		支払い済みになるタイミングは、処理日や支払い予定日到達など、自治体によって考え方が異なることから、任意のタイミングで支払い済にできる機能としている。	2937	【提案】全画面意見を踏まえ、「税目を選択し」「全額振込フォーマットで作成可能なこと」を追加する。 【確認】全画面意見にて、「任意の時点（選付処理日、支払い日等）を設定し、当該日に到達した段階で自動的に支払い済にできること」を追加したいとの意見が見受けられたが、必要性はあるか。また、銀行システムの実装状況をご教示いただきたい。			
0660	3.3.11.	選付時効管理	選付の時効管理（起算日の設定、修正、削除等）ができること。（時効完了した場合は、時効であることを表示する。） 時効完了日を自動計算できること。 選付通知を再出力した際には、再出力日を管理（参照）し、時効が初期化されること。				6. その他	181	「起算日の設定、修正、削除等」とありますが、修正と削除は不要ではないでしょうか。 起算日は選付時効日であるため、選付通知書の再発行で時効が初期化（結果として起算日が変更）となることはありますが、それ以外に（意図的に）起算日を修正・削除する機能は不要と考えます。	選付の時効管理（起算日の設定）ができること。（時効完了した場合は、時効であることを表示する。）	
		0670	3.3.12.	期間を指定し、選付時効日を迎えるデータを抽出できること。 時効完了時点における選付未済の一覧を抽出できること。							
0680	3.3.13.	選付先、選付通知先管理	選付登録時に、選付先として納付義務者本人、法人、または他の宛名を選択できること。 一つの選付に対して、選付先を複数人設定できること。 一つの選付に対して、選付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけることができること。	本人死亡後に選付する場合など、適宜に法定相続分の選付をすることが求められることが想定されるため、一つの選付に対して複数人の選付先を登録できる条件を加えている。		5164	【提案】APPLIO修正案の通り「一つの選付に対して、選付先を複数人設定できること。」を「一つの選付に対して複数人の選付先を設定し、法定相続分に応じて選付額を切り分けて選付できること。」に修正したうえで「実装してもしなくても良い機能」とする。 【提案】全画面意見を踏まえ、「選付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけること。」を「実装してもしなくても良い機能」に追加する。	6. その他	182	「本人死亡後に選付する場合など、適宜に法定相続分の選付をすることが求められることが想定されるため、一つの選付に対して複数人の選付先を設定し、法定相続分に応じて選付額を切り分けて選付できること。」が理由で、「一つの選付に対して、選付先を複数人設定できること。」が必要とされています。しかし、複数人に対する法定相続分の選付が目的であれば、選付先を複数人登録するだけではその内容がわかりません。一つの選付額のかたまりを具体的に複数人に選付することもできません。 「選付先を複数人設定できること」の表現を明確化できれば、機能自体はオプションでもよいと考えます。	「一つの選付に対して、選付先を複数人設定できること。」を「一つの選付額から複数人の選付等に対し、法定相続分に応じて選付額を切り分けて選付できること。」に修正したうえで「実装してもしなくても良い機能」とする。

【仕様書印字台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称		仕様書たたき台	実装してもしなくてもよい機能	備考	意見票 関連意見	訂論点	分類	課題No	詳細・見解	修正案											
0690	3.3.14.	市町村民税（給付特別徴収）の過額納金について、特別徴収義務者の選付登録時に、選付先として納税義務者個人を選択できること。 選付通知先は特別徴収義務者及び納税義務者個人を設定できること。	実装してもしなくてもよい機能		2560 7155	【提案】 全画面意見を踏まえ、選付通知先について、「特別徴収義務者及び納税義務者個人」とする。 【補説】 全画面意見にて、「選付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の固定情報（勤続履歴）を参照することによって選付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。」を追加したいとの意見が受けられたが、自動で設定されることの必要性は高いため、「選付先システムの現状を考慮して欲しい」として、手動での変更でも対応可能と想定している。															
							0700	3.3.15.	個人住民税（年金特別徴収）の過額納金について、選付先として年金保険者を選択できること。 死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への選納が可能で一括で保護にできること。 年金保険者への選納になった対象について、一括で実行処理ができること。 過額納金の一部を年金保険者に選納し、残額を相対人等に選付することができること。		3551	【提案】 全画面意見を踏まえ、年金保険者への選納における「一括で選付処理」を「一括または個別で選付処理」に修正する。									
													0710	3.3.16.	選付通知出力後、選付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。 選付未済対象者に対して、選付通知書を一括または個別に再発行できること。 効力が来たものに対して選付欠損処理が行えること。		7156 4098	【提案】 全画面意見を踏まえ、以下を追加する。 ・「未払いのお知らせ」を出力した際は、出力日を管理（参照）し、効力が初期化されること。」をオプションで追加 ・「効力が来たものに対して選付欠損処理が行えること」を追加			
																			0720	3.3.17.	選付未済であるものを、税目・支出の区分・納期・課税年度・選付発生年度に分けて集計できること。
													0730	3.3.18.	選付を行う税目、期別の対象者について選付通知が出力できること。 給付特別徴収の個人選付については、個人用の選付通知書が出力できること。宛名・金額を修正できること。 通知日を変更して再発行できること。	選付・支出決定に必要な決議書が出力できること。	2696 2483 2991 3948	【事務局】 選付充当通知として一律型の構成とするため、最終化の際に充当と記載内容も統一する。 【提案】 全画面意見を踏まえ、下記の内容を追加する。 ・宛名・金額を修正できること ・通知日を変更して再発行できること ・対象者本人が死亡しているときは、相対人向けの通知書が発行できること			
4. 滞納管理																					
0740	4.1. 延滞金処理	延滞金の情報及び計算結果、計算内容（計算式）を管理（参照、登録）できること。																			
		0750	4.1.1. 延滞金管理	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は計算日から自動的に発生されること。また、延滞金計算日を任意に設定することもできること。延滞金計算日を任意に設定する際には、アラートが表示されること。 また、延滞金について収入印紙を納付し（徴収）て計算できること。差押、交付請求等による収納が発生した場合は、当該収納に対して延滞金を計算する日を任意に設定でき、納付日ではなく延滞金を計算する日で延滞金を計算すること。				5434	【提案】 納付（修正）にある起算日の設定については、前に延滞金計算日の任意設定が必要という観点から「延滞金計算日」をオプションとして追加する。 【提案】 全画面意見を踏まえ、「延滞金計算日を任意に設定する際には、アラートが表示されること。」を追加する。 【提案】 ベンゾより以下の指摘があったため削除する。 補説（修正）1.15「滞納管理」に、任意に納期を設定できること、との記載もあり、納期は変更せず起算日だけを任意に設定したいケースが想定できない。	6. その他	54.131 ※前記からの再掲	<前記からの再掲> 「延滞金計算日」をオプションとして追加すること。」について 試算結果は帳簿に照らす範囲での確認でも事務運用上問題がないものと想定されます。 「また、起算日を任意に設定することもできること。」について、延滞金の起算日は任意に設定できるようにする機能は不適切と考えます。 延滞金の計算とは別に、正解の延滞金計算に関する仕様と考えられるため、その中に「また、起算日を任意に設定することもできること。」という記載は適切でないと考えます。									
				0760	4.1.2. 延滞金計算	特定徴収が発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の納付済額が課税額より大きくなった場合は過剰納付とできること。 延滞金の賦課が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 延滞金の賦課が行えること。 試算結果が記載された計算書が出力できること。									5761	【提案】 全画面意見を踏まえ、考慮すべき条件に「重加算の有無」を追加する。					
		0780	4.1.5. 申告税			申告税（法人住民税）の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。 以下の条件を考慮した延滞金計算ができること ・申告種別 ・申告（更正）日 ・期間の種別が否か ・監査延長法人が否か ・自営的申告が否か ・国税申告（更正）に基づくものか否か ・国税申告（更正）日 ・確定申告から帰属しているか否か ・重加算の有無		課税更正後の増額に関する延滞金計算（平成20年度税制改正対応）ができること。													
				0790	4.1.6. 確定延滞金	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。 確定延滞金算出後であっても、請求対象者が存在した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が税額修正した確定延滞金額と異なる場合、自動更新せず差額が把握できること。再計算される確定延滞金額が税額修正した確定延滞金額より大きくなる場合、その対象者を把握できること。 本税が完納した場合、延滞金のみ徴収ができること。 本税完納後、確定延滞金発生のお知らせ、個別・一括で出力できること。確定延滞金納付書を個別・一括で出力できること。		期別のCSV等の外部データを取り込むこと 確定延滞金を一括で追加、修正、削除を行うことができること。		6688 3949	【提案】 全画面意見を踏まえ「期別のCSV等の外部データを取り込むこと」で一括で追加、修正、削除を行うことができること。」をオプションとして追加する。 【提案】 ベンゾより、確定延滞金の自動更新有無は、団体の過去データの管理状況等によりどちらを選択するのが適切か判断されるため、機能を修正します。										
		0800	4.1.7. 処分との連携			差押え・徴収競争・換領の競争・執行停止に連携して延滞金を計算できること。															
				0810	4.1.8. 延滞金減免処理	延滞金及び確定延滞金について、延滞金減免処理（金額・定率減免）ができること。 延滞金減免判定を滞納システムへ連携できること。		滞納システムの機能要件（6.1.7）で延滞金減免機能を定めているため、滞納システムからの連携の実装も可能とする。		2830	【提案】 全画面意見を踏まえ、「延滞金減免判定を滞納システムへ連携できること。」を追加する。										
		0820	4.1.9. 延滞金計算率更新			毎年及び期間設定で延滞金計算率を設定できること															
				0830	4.1.10. 欄種修正	延滞金計算結果について、欄種による修正ができること。															
		4.2. 督促処理																			
0840	4.2.1. 対象抽出処理	納期日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある取納情報のうち、督促状が未発着であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件を設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 想定される抽出条件： 納期日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発着、課税年月、死亡者 想定される抽出除外条件： 執行停止者、連絡データ取込済み、死亡者、繰上徴収、徴収競争、督促停止、納税通知書送付、督促状返戻 本税未納及び延滞金未納について、連絡（振込済）額を含めた状態で計算されていること。		任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。		1094 1594 1595 3659 6527 7246	【提案】 全画面意見を踏まえ、以下の条件を追加・修正する。 ・想定される抽出条件に「死亡者」を特記 ・想定される抽出条件に「住所コード」「公営派遣」を追加 ・想定される抽出除外条件に「納税通知書送戻」「督促状返戻」を追加 ・「任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること」をオプションで追加 ・申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できることを追加														

【仕様書印き台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称		仕様書たたき台	実装すべき機能	実装しなくても良い機能	備考	変更期間 関連意見	町議点	APPLICRFFご記入欄			
分類	詳細No	詳細・見解		修正案							
0850	4.2.2	督促停止	指定された期別または義務者について督促発行停止ができること。 条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 想定される条件： 国税徴収競争等による地域指定（一括）、徴収競争、繰上徴収（滞納からの連携）、滞納納未済 督促発行停止した期別または義務者について、督促発行停止の解除ができること。	停止条件を指定して、督促発行停止の一括解除ができること。		7385	【提案】 全面意見を踏まえ、督促停止の指定される条件に、「滞納納未済」を追加する。				
0860	4.2.3	督促状作成	抽出した対象者とともに、督促状の出力ができること。金額を手動で修正できること。 納付書兼用の督促状と、納付書なし督促状を、税目ごとに選択できること。 死亡者においては、課税情報で登録された代納設定者に対して督促状を出力できること。 固定資産税の未納については納税義務者だけでなく共有者にも督促状を出力できること。共有者への督促状出力可否を選択できること。 軽自動車税の未納については車両番号も記載されること。 法人住民税の未納については事業期間、事業年度、申告区分、課税年度が記載されること。 督促状の個別発行・再発行もできること。 督促状の不作成者リストを作成できること。 督促発送したものに對して再発中を行えること。また、督促返戻があったものに対しては、再発中を解除すること。	口番番種別対象者については振替不能事由が記載されること。 口座振替不能通知を発行していない自治体もあるため、振替不能事由を督促状に出力することを実装しても良い機能と定義している。 返戻に対応するため、宛名番号などのキー情報をバーコード化して出力できること。		4096 7652 581	【提案】 全面意見を踏まえ、以下を追加する。 ・金額を手動で修正できること。 ・死亡者においては、課税情報で登録された代納設定者に対して督促状を出力できること。 ・督促発送したものに對して再発中を行えること。また、督促返戻があったものに対しては、再発中を解除すること。				
0870	4.2.4	引き抜き	督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、課税種変更になったもの、コンビニ納付等の振込データの有無、発送までの期間に納付・充当、課税種変更、転居、宛名異動、及び徴収競争になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。また、任意にも引き抜きできること。 引き抜き対象者の履歴を管理できること。 引き抜いた対象者について、対象者の一覧データをもとに督促発布の履歴を自動削除できること。滞納システムで管理する督促発布履歴も自動削除できること			7245 2765	【提案】 全面意見を踏まえ以下の条件を追加する。 ・任意に引き抜きできること ・引き抜き対象者の履歴を管理できること				
0880	4.2.5	督促手数料		督促状を発送した対象者に対して、督促手数料を課税情報に登録できること。 更正課税取込時、期別の課税が0円になった場合には、督促手数料課税も0円に変更されること。 督促手数料は、修正・削除ができること。		2722 582	【提案】 全面意見を踏まえ以下の条件を追加する。 ・更正課税取込時、期別の課税が0円になった場合には、督促手数料課税も0円に変更されること ・督促手数料の修正				
0890	4.2.6	督促状の発送管理・送付状況管理	固定資産税・都市計画税の共有者に対するものを含め、督促状の発送履歴を管理（参照、修正）できること。 奥道履歴は記事情報として管理できること。 奥道履歴を指定して発送履歴を抽出できること。 督促状の発送履歴（再発行含む）を滞納システムに連携できること。	確定延滞金が発生した税目について、督促対象が本税・確定延滞金が識別できること。		3558	【提案】 全面意見を踏まえ以下の条件を追加する。 ・固定資産税の共有者に対するものを含める				



【仕様書印き台】標準仕様書（機能）05 収納管理

機能名称		仕様書たたき台	実装してもしなくても良い機能	備考	変更回数 関連意見	詳細点	分類	課題No.	詳細・見解	修正案
1020	6.1.8.	固定資産税	固定資産税の共有宛名に対しても納付書を出力できること。 複数人の相続人に対して、納付書を出力できること。		3194 965	【提案】 全画面を見直し、以下の条件を追加・修正する。 ・「共有宛名」を「各共有者」に修正 ・「複数の相続人に出力できること」を追加				
1030	6.1.9.	市町村民税 与特別徴収	個人住民税（特別徴収）の納付書を出力できること。納付書側で金額訂正できる納付書であること。 納期特例の納付書を出力できること。 償還分届証書の納付書を出力できること。 特別徴収の納付書には、延滞金・督促手数料を出力できること。		3770 4689	【提案】 前項を見直し、「納付書側で金額訂正できる納付書であること。」を追加する。 【提案】 納付書側で特別徴収の納付書が出力できるよう追加する。				
1040	6.1.10.	合算納付書	複数期別を纏めた納付書を出力できること。	合算できる期別の上限を設定できること。 合算納付書の場合でも徴収証書部分には各期別内容が表示されること。	7660	【提案】 全画面を見直し「合算納付書の場合でも徴収証書部分には各期別内容が表示されること」をオプションで追加する。				
1050	6.1.11.	発行情報・送付状況管理	選択した対象者に対して発行した全期前納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・督促状・口座不能通知書の履歴発行情報が確認できること。		4291 4006	【提案】 全画面を見直し以下の条件を追加・修正する。 ・「口座不能通知書」を追加 ・「履歴が確認できること」を「発行情報」が確認できることとする。				
1060	6.2.1.	各種納税証明書発行	指定した税目・年度（国庫年度/居宅年度）の納税証明書を個別に発行できること。法定納税額が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡って発行可能とする。発行可能年数を任意に制限できること。 年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明（完納証明）を発行できること。市県税の場合でも発行できること。未納税額がある場合、発行できないこと。ただし、徴収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。 滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。滞納処分を受けている場合は発行できないこと。 発行時にプレビュー表示できること。 出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追加できること。 出力される宛名は、自治体が指定する数値の宛名であること。 共有宛名の表記は、「代表者名 外欄」に表示できること。 納税義務者の証明対象該当明細（同一年度・同一税目）が徴収額の中と記載して発行できること。 納税証明書の発行数は、以下から選択できること。 ・市町村長及び職務代理者	発行可能年数は、少なくとも法定納税額が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡れること。 納税義務者の証明対象該当明細（同一年度・同一税目）が徴収額の中と記載して発行できること。 滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。滞納処分を受けている場合は発行できないこと。 発行時にプレビュー表示できること。 出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追加できること。 出力される宛名は、自治体が指定する数値の宛名であること。 共有宛名の表記は、「代表者名 外欄」に表示できること。 納税義務者の証明対象該当明細（同一年度・同一税目）が徴収額の中と記載して発行できること。 納税証明書の発行数は、以下から選択できること。 ・市町村長及び職務代理者	1621 2836 4607 4608 6951 7218 1100	【提案】 構成要素を見直し追加した要件であるが、APPL10の法令要件ではないという意見を踏まえ、変更しなくても良い機能とする。 【提案】 全画面を見直し以下の条件を追加・修正する。 ・納税証明書について「法定納税額が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡って発行可能とする」とを追加 ・「指定した税目及び納税額に対して納税証明書を発行する際、アラートが表示されること」をオプションで追加する。 ・「年度を追加して当該期間すべてに」未納がない（完納）証明書が発行できることを追加する。 ・「未納がない証明は「滞納処分の場合でも発行できること。」を追加する。 ・「未納税額がある場合、発行できないこと」を追加する。 ・「徴収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。」を追加する。 ・「滞納処分を受けたことがない証明書について「滞納処分を受けている場合は発行できないこと」を追加する。 【確認】 出力にあたり、エラー・アラートが必要な条件について、全画面見直し以外に追加等があればご意見をいただきたい。	6. その他	185	「納税義務者の証明対象該当明細（同一年度・同一税目）が徴収額の中と記載して発行できること。徴収金・徴収額の中と記載して発行できること。」について、納税証明書（地）関係の中と記載して発行できること。」の一文を削除する。あるいは「変更してもし万が一発生した場合は」を挿入する。 また、「滞納システムへ連携する項目は、徴収額の中と記載して発行できること。」の一文を削除する。あるいは「変更してもし万が一発生した場合は」を挿入する。	
1061	6.2.2.	【指定都市要件】 発行先を以下から選択できること。 ・市長（区の事務所の長）（指定都市用） ・総合区の事務所の長、税務に関する事務所の長			3567	【提案】 全画面を見直し、発行日ごと、納税義務者ごとに追加する。				
1070	6.2.3.	証明書の発行履歴を保持できること。 履歴の参照が可能であること。 納付額等、交付内容が確認できること。	証明書の発行イメージを保存できること。		4997	【提案】 全画面を見直し「同日」を「以前」に修正する。				
1080	6.2.4.	納期日と同日以前に納税証明書の発行処理を行う場合、その納税額は、納期未納額として計算されること。（未納扱いにならない）			1824 6706	【提案】 全画面を見直し「個人住民税（特別徴収）」の対象となる納税義務者の納税証明発行時、特例事業所が滞納している場合にアラートが表示されることを追加				
1090	6.2.5.	納税証明書発行（個人住民税）	納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収額、課税年度毎に内訳が表示できること。 特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。 個人住民税（特別徴収）の対象となる納税義務者に対して発行する際、特例事業所が滞納している場合はアラートが表示されること。							
1100	6.2.6.	納税証明書発行（軽自動車税）	軽自動車等車種があり、口座振替で引き落とししたものに、口座振替済み通知と一体的に継続検査用納税証明書を一括または個別で出力できること。 マルチペイメントネットワーク、クレジット、スマホ払いで納付したものに、継続検査用納税証明書が一括または個別で出力できること。（金融機関からの一括送付分を除く） 条例による減免、非課税の場合、その旨を明記できること。							
1110	6.2.7.	償還込への対応	償還前の段階でも、償還込の状況（マルチペイメントネットワーク連携分、コンビニ連携分、窓口納付等オンライン登録分、償還納付情報ファイル（納付日）受領分など）で、証明書を出力できること。 償還済の金額を証明書に反映する・しないについて、納付チャネルごとパラメータ等で選択できること。		4614 5771 7677	【提案】 全画面を見直し、以下の条件を追加する。 ・「償還納付情報ファイル（納付日）受領分」を追加 ・「出力する前にアラートが表示されること。」を追加 ・「納付チャネルごと」を追加				
1120	6.2.8.	発行禁止・警告	「DV・ストーカー支援者」等の処置に対し、注意喚起するメッセージを出力し、発行制御ができること。 管理者機能による発行制御が解除できること。							
1130	6.2.9.		証明発行時に注意喚起するメッセージを出力するために、対象者をフラグ管理できること。							
1140	7.1.1.	7.1.1.1. 送戻者情報管理	督促状・送付通知書・充当通知書の送戻者情報（請求状況・結果、返戻日、入力日、返戻事由、公示予定日、再送日、再送理由）の履歴を別タブに管理（参照、登録、修正）できること。 督促状の送戻入力日返戻日について、滞納システムに連携できること。	督促状送戻者情報を、督促状のバーコード取りで入力できること。	1602	【提案】 APPL10修正案の通り「督促状の送戻者情報（請求状況・結果、返戻日、入力日、返戻事由、公示予定日）」を「督促状の送戻者情報（請求状況・結果、返戻日、公示予定日）」とする。 【提案】 APPL10修正案の通り、「返戻入力日」を「返戻日」とする。 【提案】 全画面を見直し、以下の条件を追加する。 ・送戻者情報に「再送日」及び「再送理由」を追加 ・送戻者情報は別タブに管理できることを追加	6. その他	163	※前項からの一部再掲 督促状の送戻者情報を管理するにあたって、「入力日」と「返戻事由」を必須督促状の送戻者情報（請求状況・結果、返戻日、公示予定日）の履歴を管理（参照、登録、修正）できること。 また、滞納システムへ連携する項目は、「送戻入力日」ではなく、「返戻日」が適切であると考えます。 督促状の送戻日について、滞納システムに連携できること。	
1150	7.1.2.	7.1.2.1. 公示送達対象者抽出	返戻になった督促状・送付通知書・充当通知書の該当者を公示予定日まで抽出し、公示状態に変更できること。	返戻された督促状のバーコード取りによって公示状態に変更できること。	3571	【提案】 全画面を見直し、以下の条件を追加する。 ・送付通知書・充当通知書を追加（7.1.1.、7.1.3.も同様）				
1160	7.1.3.	7.1.3.1. 公示送達処理	公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。 公示送達一覧表が出力できること。 督促状・送付通知書・充当通知書の公示日について、滞納管理システムに連携できること。 公示送達処理 公示期間中に異動があったものを抽出できること。	公示送達書を作成できること。 公示日に督促手数料の額定が反映されること。	3504 4057	【提案】 全画面を見直し、以下の条件を追加する。 ・「公示日に督促手数料の額定が反映されること」をオプションで追加 ・「公示期間中に異動があったものを抽出できること。」を追加				

【仕様書印字台】標準仕様書（機能）_05 収納管理				APPLICRFXご記入欄						
機能名称	仕様書たたき台	実装すべき機能	実装してもなくても良い機能	備考	変更期間関連意見	訂論点	分類	詳細No.	詳細・見解	修正案
8. 統計										
8.1. 統計資料作成										
1170	8.1.1. 各種統計資料作成	市町村税収実績に関する統計権限の出力ができること 口座加入率の集計ができること								
9. その他										
9.1. 他業システム連携										
1180	9.1.1. 滞納システムとの連携	滞納システムの異動情報（異動情報、納付情報、延滞金等）、督促発布履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴（ <b>田定資産</b> 共有者分含む）、宛名情報（納税管理、口座情報、送付先情報）を滞納管理システムに連携できること。			40	【提案】 全画面意見を踏まえ、督促について田定資産共有者分含むことを追加する。				
	9.1.2. 自動車税納付控システム（軽JNKRS）との連携	軽自動車納付控システム（軽JNKRS）に登録する軽自動車税納付前の納付情報データを生成・出力できること。 作成する納付情報データは、過去3年度以内で保有し得る情報（同一車両（同一車両番号・車台番号）に基づく全ての納税履歴の情報）から未納（徴収保留含む）が無いものを抽出し、「一車両一データ」で移転した車両も対象に、過年度の納付履歴から総合判断して納付情報データを生成する。 なお、現年度の課税分については、納期前日までは「残に滞納がない」扱いとなる点に留意して総合判断すること。	地方税共有機能により提供される軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更新時預JNKRS自動連携機能と連携できること。（※）に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とする。 ※自動車登録後業務電子情報処理システム等の更新時期：令和5年1月予定。			【提案】 軽JNKRSとの連携について、軽自動車税担当及び地方税共有機能と連携した内容を追加します。				
9.2. 納付義務者の拡張管理										
1200	9.2.1. 納税管理人の設定	税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人、原産管理人、相続財産管理人、清算人（代表清算人）を設定できること。 死亡者・転出者に対して、相続人代表者・納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。	年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。 税目毎に相続人代表者、納税管理人、原産管理人、相続財産管理人、清算人（代表清算人）を設定し、その設定期間を管理できること。		3011 6964 7256 3785	【提案】 APPLICRFX修正案にある年度毎については、構成員からの意見があったため、実装してはならない機能とする。 【提案】 全画面意見を踏まえ、以下の条件を追加する。 ・「原産管理人、相続財産管理人、清算人（代表清算人）」を追加 ・「死亡者・転出者」に対して、納税管理人の設定を「死亡者・転出者」に対して、 <b>相続人代表者・納税管理人の設定</b> に修正 【提案】 ベンダより年度ごとではなく、期間で把握する必要がある考えとの指摘を受けたため、修正する。	6. その他	186	「税目毎・年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。」について税目毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。 「死亡者・転出者」に対して、納税管理人の設定を、年度毎に行う必要はありませんでしょうか。必須とする必要はないと考えます。	
1210	9.2.2. 送付先等管理	税目毎に送付先、連絡先（電話番号等）を設定できること。 電話番号は百兆・動話先・携帯として複数登録できること。			1786	【提案】 全画面意見を踏まえ、以下の条件を追加する。 電話番号は百兆・動話先・携帯をそれぞれ登録できること。				
9.3. 検索										
1220	9.3.1. 検索対象	各税目の課税情報、納付情報、滞納情報、口座情報、送付・充当情報、督促情報及び異動履歴（構築発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。								
1230	9.3.2. 検索条件	氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人連絡名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知番号、世帯番号、物件番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。 複数検索が可能。 納付の有無で絞り込みが出来ること。	旧姓、旧住所での検索ができること。		2344 2745 2899 5710 6966 2174 2511	【提案】 全画面意見を踏まえ、以下の条件を追加する。 ・検索条件に、「物件番号、法人名称、所在地」を追加 ・複数検索が可能なることを追加 ・納付の有無で絞り込みが出来ることを追加 【提案】 全画面意見にて以下の検索条件が必要との意見が見受けられたが、要否及びシステムの運用状況についてご指示がないため、 「電話番号」、「連絡先番号」、「eTAX納税者ID」、				
	9.3.3.	特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。								
9.4. その他										
1240	9.4.1. 部長名・職務代理者	部長名・職務代理者名を変更できること。 変更された部長名、職務代理者名を印刷に印字できること。								
1250	9.4.2. EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。								
1260	9.4.3. 同一人管理	複数の宛名が同一人と特定される場合、同一人の設定ができること。 法人扱いの個人事業者や相続財産法人等の法人と個人の名寄せができること。 同一人設定および名寄せの設定がされた場合、照会画面において名寄せして画面表示できること。 同一人設定および名寄せの設定の解除ができること。			6717	【提案】 APPLICRFX修正案の通り、「同一人設定された場合」を「同一人設定および名寄せの設定がされた場合」とする。 【提案】 全画面意見を踏まえ、「同一人設定および名寄せの設定の解除ができること」を追加する。	6. その他	187	「法人扱いの個人事業者や相続財産法人等の法人と個人の名寄せができること。」について、宛名管理において、法人扱いの宛名と個人を同一人設定し、法人扱いの個人事業者や相続財産法人等の法人と個人の名寄せの設定ができること、課税情報等によっては不都合を生じることもあると考えます。 収納の照会画面における名寄せ表示が目的であれば、具体的な機能を限定せず、名寄せ表示できることを条件とすべきではないでしょうか。 ※2文目（同一人の設定）と2文目（名寄せの設定）が共に、3文目（照会画面において名寄せして画面表示）に接続する記載としております。	
1270	9.4.4. 納税組合	納税組合と納税義務者の紐づけができること。 納税組合情報は納始日・終了日を設定できること。 納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照できること。 納税組合が解散した場合、一括して脱退できること。 組合ごと納付状況が把握できること。								
	9.4.5. 納税金	納税金の交付率、交付額が設定できること。 口座振替による全額前納の場合、納税金を差し引いた金額で振替依頼データの作成ができること。				【提案】 共通条件にて検討していた納税金について、収納側で定義することとしたため、条件を追加します。				